

# シンガポール理事会・模倣品海賊版対策委員会報告

日本部会・模倣品海賊版対策委員会・委員長 外川 奈美

日時：2024年11月5日（日）午前9時～12時

本部委員会 共同議長：Mr. Jason Chan(シンガポール)、Mr. Hasan Khan (パキスタン)、Mr. Chew Phye Keat (マレーシア)

日本部会委員：黒瀬雅志、外川奈美、谷口登、遠藤祐吾、青木博道

参加国：オーストラリア、香港、インド、インドネシア、韓国、日本、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ニュージーランドほか

## I. スペシャルトピック

今年度のトピックの内容は以下の通りです。

“How would the laws in your jurisdiction deal or cope with infringing or counterfeit products created by or arising from the use of AI, including with regards to the issue of criminal intention or authorization/abetment?”

(仮要約：A I 使用によって創作された、または生じた侵害品／模倣品について貴国の法律はどのように適用されるか)

この背景には、急速なA I 技術の発展に伴いそこから生じた創作物にまつわる知的財産権侵害問題をどのように扱っていくかという問題があります。

日本部会では、渡辺光委員を中心に作成した以下回答をもとに黒瀬雅志委員より発表致しました。

### 1. Special topicに対する回答

A I の使用により製造され又は生じた侵害品 (infringing or counterfeit products created by or arising from the use of AI) は、知的財産権の侵害品である以上、A I を使用しないで製造された侵害品と同様に、民事上の責任及び刑事上の責任を負います。

### ➤ 著作権

著作者は、著作物についての複製権や翻案権を専有する。複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することを意味します。翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現形式を変更して新たな著作物を創作することを意味します。

しかしながら、A I が作成した「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(works) が、仮に第三者の著作物にたまたま類似していたとしても、当該第三者の著作物に依拠して作成されたものでなければ、複製や翻案にあらず、当該worksを複製等しても、複製権や翻案権を侵害することはありません。

そうすると、A I を使ってworksを作成する過程で、どのような行為があれば、第三者の著作物に依拠したと評価されるのが問題となる。侵害されたとする著作物が、works作成プログラム(A I) に使用されている学習済モデルを作成するために用いられた学習データに含まれているか、学習済モデルを使ったworks作成プログラムをどのように構築したか、当該works作成プログラムに対してどのように指示を与えか、などによって、依拠の有無が決まるものと考えられますが、現時点で明確な基準はありません。

A I を使ったworksの作成が著作権侵害である場合に、A I を使った人が侵害者になると考えられる。A I を作成した人が、共同の侵害者になるか、幫助になるか、全く侵害の責任を問われないかは、A I の作成方法や、A I を使ったworksの作成過程における関与の内容、程度により、ケースバイケー

スで判断されると考えられます。

#### ▶ 不正競争防止法上のデッドコピー

不正競争防止法は、上記周知・著名商品表示の保護だけでなく、デッドコピーの禁止も規定しています。同法2条1項3号は、「他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為」を不正競争行為と定めます。

しかし、他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡等が禁止されるのであって、A Iが作成したデザインが、たまたま他人の商品形態に類似しているだけでは、不正競争防止法違反にならないと考えられます。著作権に関して述べたのと同様、A Iを使用してデザインを作成する過程において、他人の商品形態と類似するデザインが生成されるような関与がなければ、同条項に規定する不正競争行為にはならないものと考えられます。

（注：特許・意匠・商標については割愛させていただきます）

## II. カントリーレポート

日本グループからは、当委員会の皆さんのご協力を得て纏めた以下の内容について当職より発表させて頂きました。

### （1）模倣品の個人輸入規制のための法改正（令和4年10月1日施行）

個人輸入偽装の模倣品の流入を抑制するためにされた意匠法・商標法改正の成果が如実に表れており、税関の統計資料（2022年10月1日～12月31日）によれば、差押さえケースは20.1%増加（8102件）した一方、輸入者からの不服申立ては58.6%（477件）減少しました。

### （2）不正競争防止法改正

（令和5年6月14日公布、平成6年4月1日施行予定）

デジタル空間における模倣行為の防止を企図する法改正がされました。

改正前の不競法2条1項3号では、「譲渡」や「貸し渡し」等の有体物を前提とした行為のみが不正競争として規定されていましたが、以下の通り、「電気通信回線を通じて提供する行為」を不正競争として規定することにより、ネットワークを介して行われる形態模倣商品の提供行為も不正競争として捉えることができるよう改正が行われました。

### （3）知的財産推進計画

政府（知的財産戦略本部）は、A Iと著作権の関係について以下の方針を打ち出した。

A I生成物の著作物性やA I生成物を利用・公表する際の著作権侵害の可能性、学習用データとしての著作物の適切な利用等をめぐる論点について、生成A Iの最新の技術動向、現在の利用状況等を踏まえながら、A I生成物が著作物と認められるための利用者の創作的寄与に関する考え方・学習用データとして用いられた元の著作物と類似するA I生成物が利用される場合の著作権侵害に関する考え方・A I（学習済みモデル）を作成するために著作物を利用する際の、著作権法第30条の4ただし書に定める「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」についての考え方などの論点を、具体的事例に即して整理し、考え方の明確化を図ることが望まれる。（施策の方向性）

生成A Iと著作権との関係について、A I技術の進歩の促進とクリエイターの権利保護等の観点に留意しながら、具体的な事例の把握・分析、法的考え方の整理を進め、必要な方策等を検討する。

### （4）ルブタン単一色彩商標侵害事件

（令和4年（ネ）第10051号不正競争行為等差止め等請求控訴事件）

知的財産高等裁判所は、クリスチャン・ルブタン（CHRISTIAN LOUBOUTIN）の女性用ハイヒールの定番デザイン「赤色の靴底（レッドソール）」に係る単一の色彩商標が、同社の営業や出所を表示するものとして機能を発揮しているかが争われた訴訟において、ルブタンの訴えを退けました。アンケート結果によれば、靴底が赤いハイヒール靴を見たこ

とがないものを含め、原告表示を「ルブタン」ブランドであると想起した回答者は、自由回答と選択式回答を補正した結果で51.6%程度でしたが、同裁判所は「原告表示は、一定程度の需要者に商品出所を認識されているとはいえるが、それが著名なものに至っているとはまでは評価することができない」ことから、「原告表示が不正競争防止法2条1項2号に規定する、他人の著名な商品等表示であるとはいえない。」と判断しました。



#### (5) ドクターマーチン色彩商標侵害事件

(令和2年(ワ)第31524号販売差止め等請求事件)

東京地方裁判所は、「靴の外周に沿って、アッパーとウェルトを縫合している糸がウェルトの表面に一つ一つの縫い目が比較的長い形状で露出し、かつ、ウェルトステッチに明るい黄色の糸が使用されており、黒色のウェルトとのコントラストによって黄色のウェルトステッチが明瞭に視認できるという原告商品の形態は、我が国において35年間近くという長期にわたって他の同種商品には見られない形態として原告によって継続的かつ独占的に使用されてきたことにより、革靴及びブーツの購入及び使用に関心のある一般消費者において、原告の商品の出所を表示するものとして広く認識されていたこと、原告の商品と被告商品2とは購買層や販売形態を共通にしていること、オンラインストアにおいて商品を購入しようとする者は、通常、販売者が予め記載及び掲載している商品名や商品写真といった限定的な情報からその商品の出所を識別することになると考

えられること、このほか、前記(1)及び(2)において説示した諸事情を総合考慮すると、需要者である一般消費者がオンラインストアに掲載された商品写真等を通じて原告商品の商品等表示に係る形態と類似する被告商品2の形態に接した場合には、両商品の出所が同一であると誤認するおそれがあると認めるのが相当」として不正競争防止法第2条1項1号該当を認めました。



## 2. 韓国グループの発表

(1) 不正競争防止法及び営業秘密保護法の改正 (2023年9月29日施行)

不正目的のない(善意の)先行継続使用は、商品や役務の出所混同行為に該当しない(2条1(a)(b)) こととする改正がされました。

但し、周知標章の権利者は、善意の先使用者に対して商品等の混同防止措置をとるよう請求する権利を有します。

アイデア盗用に関する差止請求の時効は、「営業上の利益が侵害されている事等を知ってから3年、不法行為時から10年」(いずれか長い方)が適用されることとなります。

(2) 商標法改正 (2023年2月4日施行)

・商標登録出願の部分拒絶制度が導入されました

商標登録出願の指定商品役務の一部に拒絶理由がある場合、当該部分の削除補正等をしなくても、拒絶理由のない商品役務は登録されるようになります

(商標法54条)

・拒絶された商標登録出願の再審査請求制度が導入されました

商標や指定商品役務の軽微な補正で拒絶理由が解消する場合は、審査官に再審査請求することで速やかに登録を受けることが出来るようになります。

### 3. 台湾グループの発表

(1) 商標法改正 (2023年5月24日公布)

税関が見つけた疑義物品について、従前は、税関が指定した短期間の間に、商標権利者ないしその代理人が実際に税関に出頭して真贋判定を行う必要があり、それを行わない場合は、疑義物品は通関開放されていました。

しかしながら新法の下では、上記出頭義務は撤廃されましたので、我が国の企業も税関制度を活用しやすくなることが期待されます。

### 4. インドネシアグループの発表

税関登録制度が開始されましたが、ローカルプレゼンスが必要なことから、外国企業は活用しにくい状況です。

商標の更新や商標ライセンスの登録、登録証の提供について即時対応できる体制が構築されました。

### 5. ベトナムグループの発表

ベトナムで商号登記されたベトナム語社名について、商標権侵害等を理由に、社名の使用中止等を求

めた裁判で、裁判所は、商号の使用中止と商標権侵害等に対する謝罪広告を行うようとの判決が下されました。

その他、興味深い法・実務改正の紹介が各国よりなされましたが、本稿では、紙面の都合上割愛させていただきます。

### Ⅲ. 最後に

当日の模倣対策委員会は、スペシャルトピックが最先端の内容であったせいか、予想通り議論が散逸気味であった。現時点における模倣品対策実務に直結しないトピックであったため、日本部会としてトピックの再考を早い段階で提案したものの「既に決まったこと」として受けて頂けなかったのは残念でした。次回以降は、議論していて面白い、という視点のみならず、アジア諸国の模倣品に関する専門家の情報交換がより有益になるようなトピックの選定が望まれます。

末筆ながら、この場をお借りして、当委員会の昨年度活動に積極的に参画され、レポート作成に快く協力をして下さったメンバーの皆様（以下参照）に深く感謝を申し上げます。

(黒瀬雅志先生、熊倉禎男先生、青木博通先生、中山健一先生、渡辺光先生、石神恒太郎先生、中山真理子先生、中川拓先生、谷口登先生、川本真由美先生)

以上



2023年模倣品海賊版対策委員会にて